

韓国における評価認証制度に関する一考察

——「評価認証指標（統合指標）」に着目して——

金 炫勇*・権 成妍**

A Study on the Index of Child Care Center Accreditation System in Korea

—— Focusing on the Current 3rd Index of Child Care Center Accreditation System ——

Hyunyoung KIM and Sungyoun KWON

Key words : 日本と韓国 Japan and Korea, 保育政策 childcare policy,
評価認証制度 the index of Child Care Center Accreditation System,
評価認証三次指標 the current 3rd index of Child Care Center Accreditation System

1. はじめに

今日、経済協力開発機構（以下、OECD）先進諸国^{注1)}の保育レベルは、かつてなく高い水準に達している。その要因としては、OECD 先進諸国の保育に対する公的支出が増加していることや、グローバル化が進む中、OECD 先進諸国が互いに保育政策の良さを取り入れながら、高い質の保育サービスの提供を目指して競争していることなどがあげられる¹⁾。このような流れには、幼児期の開発に対する投資と、それによる学力の向上が生活能力やライフスタイルを安定させ、結局、その国の経済的効果を生み出すという成長メカニズムが明らかになったことが背景にある²⁾。さらに近年では、生涯学習の基礎の確立という観点から幼児期の教育に対する政策的関心が高まる中、保育と学校教育との接続強化が目指されるようになってきている³⁾。そして保育政策の立案者の多くは、OECD による生徒の学習到達度調査（PISA）や国際教育到達度評価学会による国際数学・科学到達度調査（TIMSS）のような学力検査の得点で、その国の保育の質を測る一面的な考え方をもっている。このような保育政策の流れに対して、ノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・ヘックマン（2015）は、量的主義から脱し、生活に不可欠なスキルを幅広く取り入れた保育政策を考慮する必要があると指摘している⁴⁾。さらに、ヘックマンは、親子間の愛情関係の相互作用を促進するプログラムや世帯レベルでの対応の不足を補う良質な支援プログラムな

ど、質の高い保育政策が、国家の経済開発戦略の成功に大きくつながると述べている⁵⁾。

国連開発計画（UNDP）の『人間開発報告書』によると、日本と韓国は保育（教育全般を含む）先進国である。『人間開発報告書』は2010年から毎年、OECD の先進諸国をはじめ、世界180か国以上の国々を対象に人間開発指数（HDI）を発表している。HDI とは、寿命、教育水準（保育を含む）、十分な生活状態に必要な資源へのアクセスという3つの側面の指数から算出される合成指数である。その内、教育（保育を含む）指数の動向をみると（図1参照）、韓国の世界ランクは2010年12位、2011年15位、2012年12位、2013年12位、2014年15位、2015年17位にランクしている。一方、日本の世界ランクは2010年11位、2011年12位、2012年10位、2013年10位、2014年17位、2015年20位にランクしている。つまり、両国は教育および保育先進国にランクしており、2014年からは韓国のランクが日本よりやや上位になっている。

石川（2014）・鈴木（2014）・金ほか（2015）⁶⁾によれば、日本と韓国の保育は、多くの共通点と課題を共有している。藤井（2016）⁷⁾は、日本の保育の問題および課題について、①足りない保育所と減らない待機児童問題を解決するため政府の緊急対策が必要である。ところが、2015年度よりスタートした「子ども・子育て支援新制度」において提案された政策は、相変わらず質の軽視したものになっている。②保育士が足りないにもかかわらず、2016年度に提案された保育士不足対策は、保育現場と質

* 広島文化学園短期大学保育学科

** アノソビル園長



写真1 保健福祉部長官の名義の認証書と認証看板

人間開発指数(HDI)および教育指数の動向

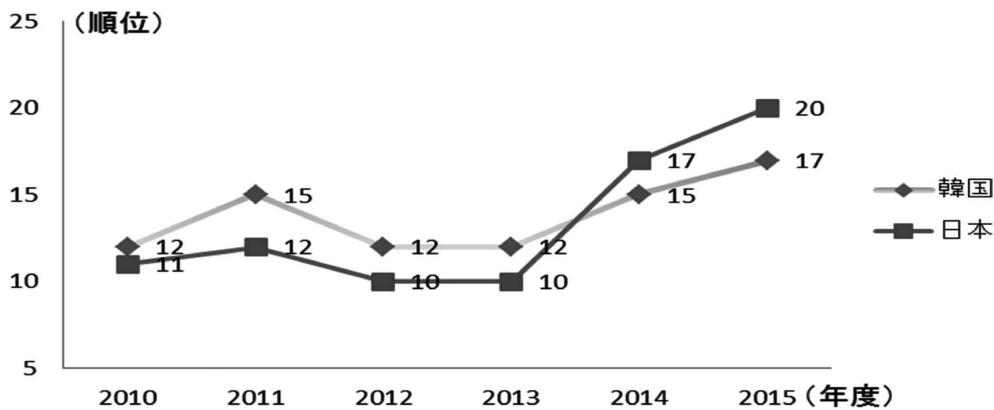


図1 ユネスコ統計研究所による人間開発研究所 (HDI) および教育指数の動向

注：国連開発計画 (UNDP) の『人間開発報告書』(2010；2011；2012；2013；2014；2015) による人間開発研究所 (HDI) および教育指数を参考にした。

の向上を考慮していない安易な規制緩和策である。③保育士の賃金上げや配置基準の引き上げなど、労働条件の改善が急務である。④保育への投資が他の OECD 先進国と比べ少ない。OECD の Family Database の「幼児教育・保育への公的投資の対 GDP 比2011年」によれば、デンマーク2.01%，スウェーデン1.60%，フランス1.25%，韓国0.83%に対し、日本は0.45%にすぎない。⑤保育政策に必要な安定した財源の確保が必要である。⑥政府は親の労働を支える保育政策として、0歳児保育、長時間保育、日曜保育、病児保育などを拡大してきたものの、親の労働のあり方を見直す方向で保育のあり方を根本的に検討しなければならない、と述べている。一方、金ほか (2015)⁸⁾ は、韓国の保育の問題および課題について、①幼稚園と保育所の二元化、②待機児童、③保育士の待遇、④安定した財源の確保、⑤保育サービスの質の向上、⑥保育政策の頻繁な改定、⑦保育施設をめぐる不条理 (腐敗) などを取り上げている。特に近年韓国では保育施設をめぐる不条理問題が深刻な社会問題となって

いる、と述べている。以上のように両国の保育は共通の問題と課題を抱えている。

OECD 加盟国の幼児教育と保育の国際的動向を考察した鈴木 (2014) によれば、「米英など、アングロサクソン系の国々は学力を重視しているのに対し、北米諸国やイタリア、ニュージーランドなどは、子どもの社会性や創造性にその重きを置いている。そして、日本と韓国は幼児教育・保育の質の向上に重点を置いており、両国は同じ課題を抱えている⁹⁾。つまり、韓国と日本は、米英など、アングロサクソン系の国々と同様に学力を重視しており、国家主導の保育政策を展開している。そして、両国は保育の質を向上する手段として国家主導の「評価認証制度」を導入している。「評価認証制度」は、需要者側 (乳幼児や保護者) にとって安心材料となると同時に、保育園の質の向上にもつながるため、政府としては保育サービスの水準向上の効果的な質的管理システムである¹⁰⁾。同じ課題を抱え、同じく国家主導の「評価認証制度」を導入している日本にとって韓国の「評価認証制度」

表1 韓国のオリニジップ評価認証の指標の変遷とその構成

評価認証二次指標 (2010年2月から2017年3月まで)			
区分	39人以下オリニジップ (5つの領域と55項目)	40人以上オリニジップ (6つの領域と70項目)	障害児専門のオリニジップ (6つの領域と75項目)
領域Ⅰ	1. 保育環境および運営管理 (11)	1. 保育環境 (11)	1. 保育環境 (14)
領域Ⅱ	2. 保育課程 (11)	2. 運営管理 (12)	2. 運営管理 (13)
領域Ⅲ	3. 相互作用と教授法 (11)	3. 保育課程 (14)	3. 保育課程 (15)
領域Ⅳ	4. 健康と栄養 (12)	4. 相互作用と教授法 (11)	4. 相互作用と教授法 (10)
領域Ⅴ	5. 安全 (10)	5. 健康と栄養 (12)	5. 健康と栄養 (13)
領域Ⅵ	—	6. 安全 (10)	6. 安全 (10)
評価認証三次指標 (2017年4月から実施)			
区分	共通指標 (4つの領域, 79評価項目, 56評価要素)		
領域Ⅰ	1. 保育課程および相互作用 (31)		
領域Ⅱ	2. 保育環境および運営管理 (19)		
領域Ⅲ	3. 健康・安全 (15, 56評価要素)		
領域Ⅳ	4. 教職員 (14)		

は、今後の評価認証制度を考えていく上で大変参考になるものである。ところが、韓国の「評価認証制度」を紹介したものは、管見の限り見当たらない。

2. 研究目的

育児政策研究所 (2013)¹¹⁾ は、韓国の評価認証制度を説明しながら日本の第三者評価基準 (保育所) を紹介している。そして、第三者評価基準 (保育所) について、「評価が需要者中心という特性をもっているものの、韓国の評価認証制度と同様に保育サービスの質の向上が目的であり、韓国の評価認証制度の向上に大変参考になるものである」としている。言い換えれば、韓国の評価認証制度は、日本の今後の評価認証制度を考える上で大変参考になるものと考えられた。そこで、本研究では、まず韓国における「評価認証制度」の成り立ちについて触れてから、現在実施されている「評価認証三次指標」(別名: 統合指標) を紹介することにした。

3. 研究方法

本研究において用いる資料は、「評価認証三次指標」を主なものとした。「評価認証三次指標」については、韓国保育振興院のホームページ (www.kcpi.or.kr) および韓国保育振興院著 (2017)『第三次オリニジップ評価認証案内』などを参考した。また「評価認証三次指標」を日本語訳し、表3に示した (表3参照)。

評価認証三次指標は、「保育課程と相互作用」「保育環境と運営管理」「健康・安全」「教職員」の4つの領域から構成されている。本研究では、「保育課程と相互作用」「保育環境と運営管理」「健康・安全」「教職員」の順で紹介を進めた。

4. 韓国における「評価認証制度」の成り立ち

4.1 「評価認証制度」の変遷

韓国では1988年ソウルオリンピック以降、経済発展とともに女性の社会・経済への参加が著しくなる中、保育に対する国民の要求が高まった。これに対し韓国政府は1991年「嬰幼兒保育法」(法律第13323号) を制定した。そして1995年から「オリニジップ (日本の保育園に当たる) 拡充計画」を推進した。この時期は、まだオリニジップの設置基準や従事者の資格基準がゆるく、申告制であったため1990年代後半からオリニジップが量的側面から著しく増加した。このように「評価認証制度」の実施には、1990年代後半からのオリニジップの乱立と保育環境や保育内容におけるオリニジップ間の格差の拡大が背景にある¹²⁾。「評価認証制度」は、民間オリニジップが約9割^{注2)}を示す韓国の供給構造の中、オリニジップ自ら質の改善をとおして、オリニジップの保育サービスの質が一定の水準に達するように管理し、保護者が合理的にオリニジップを選択できるように情報を提供するため設けた制度である¹³⁾。

そして、「評価認証制度」は、2003年 はじめて評価認証制モデルが開発され、2004年1月「嬰幼兒教育法」が全面改定するとき、「嬰幼兒教育法」30条に法律として定められた。この「評価認証制度」は、当時の政権の保育政策と深く関わっている。盧武鉉政府 (2003-2008) は「參與政府」といわれ、国政運営において国民の意見、つまり需要者 (保護者) の要求がより重視された。さらに、2005年の合計特殊出生率1.08 (OECD 主要加盟国において最低) は、盧武鉉政府が保育政策を国の最優先課題とするきっかけとなった。このように「評価認証制度」は、当時の深刻な少子化問題と高い質の保育サービスを期待する需要者のニーズを解決するために開発されたものである。

「評価認証制度」は、2005年1月から12月まで評価認証指標テストを行い、2006年1月から本格的に実施され、現在まで3回の改定が行われている。2006年1月から2009年12月までを「評価認証一次指標（通常一次指標）」、2010年2月から2014年10月までを「評価認証二次指標（通常二次指標）」、2014年11月から現在までを「評価認証三次指標（通常三次指標）」と名づけている。ところが、2014年末、国務調整室に設置された「幼保統合推進団」によりオリニジップと幼稚園の統合評価体系として「評価認証三次指標（通常、統合指標）」が推進され、2017年上半期まで「評価認証二次指標」と「評価認証三次指標（統合指標）」が並行に使われた。つまり、「評価認証三次指標（統合指標）」は、試験的性格をもっていたが、2017年下半期から本格的に実施されることになっている。また従来の評価認証指標がオリニジップのみを対象にしていたのに対して、「評価認証三次指標（統合指標）」は私立幼稚園をも対象に入れた、まさに幼保統合型の評価認証指標である。2017年下半期から私立幼稚園も対象になるため、私立幼稚園側の強い反発が予想される。

「評価認証二次指標」の主な改定内容は、オリニジップの評価認証の脱落率を下げるための工夫、効率性を上げるための審査の所要時間の短縮、保育士の待遇改善、安全項目の追加などである。そして「評価認証三次指標」は、「評価認証二次指標」と類似した領域および指標を統合・削除したものである。また近年保育施設をめぐる児童虐待、補助金の横領、カビ給食問題、児童数の虚偽登録、財務会計の違反、教師対児童比率の違反などが深刻な社会問題となり、これらの社会問題が改定の評価項目と評価要素に反映されている。

4.2 「評価認証制度」の運営体系および認証過程

評価認証の過程は、1段階の「參與確定」（2か月）→2段階の「現場観察」（1か月）→3段階の「総合評価」（1か月）の3段階に分かれている。まず1段階の「參與確定」では、基本事項を確認し、「自己点検報告書」を提出するとともに參與（参与）手数料^{注3}を納付する。ここまでの1段階で2か月かかる。そして、2段階の「現場評価」では韓国保育振興院から現場評価者が派遣され、「現場評価」が実施される。現場評価者の資格について、「①嬰幼兒関連学科の修士以上をもっており、教師の経歴が3年以上のもの、②嬰幼兒関連学科の学士以上をもっており、教師3年を含む5年の経歴があるもの、③教師経歴には幼稚園教師の経歴が含まれるが、必ず1年以上オリニジップの勤務経歴（保育教師あるいは園長）が必要である」としている。

「99人以下のオリニジップ」の場合は現場評価者2名、「100人以上のオリニジップ」の場合は3名の現場評価者が派遣され、1日間チェックを行う。また現場評価者の到着時間と終了時間について、「到着時間は08:30から

09:30までで、終了時間は16:30から17:30まで（必要に応じて延長可能）」と定められている。2013年度からは、1段階の「參與確定」が済んだオリニジップを対象に韓国保育振興院が2週間の評価週間を定め、2週間の間いつでも、通報なしで現場評価者を派遣している。「評価認証制度」についてアンケート調査を行った研究¹⁴によると、オリニジップの園長と教師は、2週間の間いつでも、通報なしで派遣されるシステムがストレスの大きな原因になっており、今後改善が求められる。派遣された現場評価者は、保育教職員および幼児の在園状況をはじめ、オリニジップが提出した日課表および室内外の配置図の確認、保育室（評価者が選定）の評価、文書の検討、面談などを行う。この2段階の「現場評価」は1か月かかる。そして、3段階の「総合評価」では、学会の専門家、オリニジップ保育教職員および保育情報センター長、保育担当の公務員の3人1組で構成された総合評価委員会で審議が行われる。

認証決定については、「評価認証二次指標（2017年3月まで）」までオリニジップが提出した自己点検報告書（10%）、基本事項確認書（10%）、監察官の現場観察報告書（55%）、審議委員会の意見書（25%）が反映され、75点（100点満点）以上で認証が得られたが、「評価認証三次指標（総合指標）」からA、B、C、Dの等級制へと変更された。A、B、Cは認証、Dは不認証になる。ただしB、Cの認証を受けたオリニジップの場合は、1年以内で1回に限り再申請の機会を与えている。

この3段階を経て認証が得られれば、認証は3年間有効である。新規認証、再認証とも有効期限は同様である。そして保健福祉部は、認証が得られたオリニジップに保健福祉部長官の名義の認証書および認証看板を配送する（写真1参照^{注4}）。合格制から等級制へと変えた狙いは、オリニジップをランク付け、需要者の選択肢を広げるためであるが、Aランクのオリニジップに応募が集中し、待機児童問題を招く可能性が考えられる。評価認証三次指標の有用性について認識調査の研究を行った、リジニほか（2016）¹⁵は、「評価認証三次指標は劣悪なオリニジップの改善には効果があるものの、評価認証の準備を優先するなど本末転倒する可能性、保育課程の画一化、教師の身体かつ心理的萎縮などを、引き起こす可能性がある」と指摘している。さらに、文書中心の評価方法、短い現場観察（1日）、評価指標に対する現場評価者の解釈の違いなど、方法論の問題も指摘されている。

4.3 評価認証の指標

「評価認証二次指標（2017年上半期まで）」の指標は、オリニジップの規模および分類によって、「39人以下のオリニジップ」「40人以上のオリニジップ」「障害児専門のオリニジップ」に分けた。また「40人以上のオリニジップ」と「障害児専門のオリニジップ」の指標は、「保育環

境」「運営管理」「保育課程」「相互作用と教授法」「健康と栄養」「安全」の6つの領域（75項目）から構成された。また「39人以下のオリニジップ」は、「保育環境および運営管理」「保育課程」「相互作用と教授法」「健康と栄養」「安全」の5つの領域（55項目）から構成された。ところが、「評価認証三次指標（2017年下半年から実施）」の指標は、オリニジップの規模および分類による区分がなくなった。さらに「評価認証二次指標」と類似した領域および指標を統合・削除し、「保育課程および相互作用」「保育環境および運営管理」「健康・安全」「教職員」の4つの領域から構成されている。

一方、日本の福祉サービスの第三者評価基準（保育所）をみると、「子どもの発達援助」「子ども支援」「地域の住民や関係機関等との連携」「運営管理」の4つの評価対象がある。「子どもの発達援助」には、「発達援助の基本」「健康管理・食事」「保育環境」「保育内容」の4つの項目がある。また「子ども支援」には、「入所児童の保護者の育児支援」「多様な子育てニーズへの対応」「地域の子育て支援」の3つの項目がある。また「地域の住民や関係機関等との連携」は、「地域の住民や機関・団体との連携」「実習・ボランティア」の2つの項目がある。また「運営管理」は、「基本方針」「組織運営」「守秘義務の厳守」「情報提供・保護者の意見の反映」「全・衛生管理」の5つの項目がある。日本の第三者評価基準（保育所）は、利用者家族を対象にサービスの質への満足度を聞く設問調査を設けていることや、利用者を対象に登園から下園までの日課と保育状況の調査をしている点など、韓国の評価認証制度より利用者の参加が重視されている。また評価結果を公表している点も特徴である。ところが、短期間の評価や保育園の特性を評価する項目が反映されていない点は、日本の第三者評価基準（保育所）の課題であり、韓国の「評価認証三次指標」が参考になると思われる¹⁶⁾。

5. 評価認証三次指標について

韓国は「嬰幼兒保育法」（法律第13323号）に基づいて国家主導の幼保共通の国家水準教育課程（共通ヌリ課程）と評価認証制度を導入している。現在「評価認証三次指標（総合指標）」が公示されている。「評価認証三次指標」は、「保育課程および相互作用」「保育環境および運営管理」「健康・安全」「教職員」の4つの領域から構成されている。ここでは「保育課程および相互作用」「保育環境および運営管理」「健康・安全」「教職員」の順に紹介する。

5.1 領域Ⅰ—保育課程および相互作用

保育課程とは、嬰幼兒（乳幼兒として韓国で用いられる用語）が1年間経験する保育の目標と内容を文書にしたもので、オリニジップと私立幼稚園が計画とおり日課を行っているか嬰幼兒の立場から振興されているか、評価する内容になっている。教師は保育課程を運営するとき、一方通行に行わず嬰幼兒の興味や個別の差を把握しながら保育活動を進行していくことが求められる。これはオリニジップの保育サービスの質を高めるだけではなく、嬰幼兒の生活の質の向上にも大きな影響を与える。

領域Ⅰ—保育課程および相互作用は、「保育計画の樹立および実行（4評価項目）」「日課運営（5評価項目）」「教授・学習方法および遊び支援（6評価項目）」「教師・嬰幼兒間の相互作用（6評価項目）」「嬰幼兒間の相互作用のときの教師の役割（4評価項目）」「評価（4評価項目）」「日常生活（2評価項目）」の7つの指標と31評価項目から構成されている。評価方法は、観察、面談、記録確認など3つの方法があり、全ての領域に用いられる。観察は、保育環境、保育課程、相互作用などに適用される。面談は、園長と保育教師を対象に評価項目と評価要素の実施の可否を確認する。記録は評価項目と評価要素の実施の内容確認を行う。各指標と評価項目は表3のとおりである。

表2 日本の福祉サービスの第三者評価基準（保育所）

評価対象	評価分類	評価項目
領域Ⅰ. 子どもの発達援助	1. 発達援助の基本 2. 健康管理・食事 3. 保育環境 4. 保育内容	全52項目 具体的な達成目標、 実際の評価項目
領域Ⅱ. 子ども支援	1. 入所児童の保護者の育児支援 2. 多様な子育てニーズへの対応 3. 地域の子育て支援	
領域Ⅲ. 地域の住民や関係機関等との連携	1. 地域の住民や機関・団体との連携 2. 実習・ボランティア	
領域Ⅳ. 運営管理	1. 基本方針 2. 組織運営 3. 守秘義務の厳守 4. 情報提供・保護者の意見の反映 5. 全・衛生管理	

注：厚生労働省ホームページ（福祉サービスの第三者評価基準（保育所））を参考に改変した。

5.2 領域Ⅱ—保育環境および運営管理

嬰幼兒はオリニジップや幼稚園で日常生活をするとともに多様な教育的経験を行っているため、保育環境は大事である。保育環境には、嬰幼兒の遊びと学習に影響を与える空間・設備をはじめ、教職員のための環境も含まれる。またオリニジップの運営管理は、運営方針をはじめ、園児管理、財政管理、事務管理、教職員の人事管理、家族支援など、業務全般に対する効率的管理法を意味する。特に近年では家族のための多様なプログラムや地域社会との協力的関係をとおして嬰幼兒が自分を取り巻く環境を肯定的に認識し生活できるように支援することが強調されている。領域Ⅱ—保育環境および運営管理は、「室内空間の構成（5評価項目）」「室外空間の構成（3評価項目）」「機関運営（4評価項目）」「家庭および地域社会との連携（5評価項目）」「オリニジップ利用への保障（2評価項目）」の5つの指標と19評価項目から構成されている。一方、オリニジップの保育教師（園長を含む）を対象に評価認証三次指標への認識を調査した結果によれば¹⁷⁾、領域Ⅱ—保育環境および運営管理の実行が一番難しくてストレスを感じている。各指標と評価項目は表3のとおりである。

5.3 領域Ⅲ—健康・安全

嬰幼兒の健康は、生涯における身体発達の礎になるため、正しい生活習慣や食習慣を支援することが求められる。また免疫力の弱い嬰幼兒のため室内外の空間を清潔に維持し衛生的生活習慣を身につけるように支援しなければならない。さらに、事故や危険から嬰幼兒を守る保育環境や予防訓練をとおして対処能力を身につける必要もある。領域Ⅲ—健康・安全は、「室内外空間の清潔および安全（4評価項目と14評価要素）」「給食・間食（3評価項目と16評価要素）」「健康増進のための教育および管理（3評価項目と9評価要素）」「登園・下園のときの安全（2評価項目と8評価要素）」「安全教育および事故対策（3評価項目と9評価要素）」の5つの指標と15評価項目、56評価要素から構成されている。

領域Ⅲ—健康・安全では、評価項目により詳しい評価要素が設けられていた近年保育施設をめぐる健康・安全問題が深刻な社会問題となり、評価要素にはその課題が反映されていた。各指標と評価項目および評価要素は表3のとおりである。

5.4 領域Ⅳ—教職員

教職員はオリニジップや幼稚園で嬰幼兒が直接接する代表的な人的環境である。また嬰幼兒が円滑な日常生活ができるように支援し、保育計画や運営をとおして嬰幼兒の全人的成長と発達を支援する存在である。このように教職員の力量は保育サービスの質に甚大な影響を与える要因であるため、園長は教職員の専門性の向上と安定

的な勤務環境を提供する必要がある。具体的にオリニジップは教職員の専門性の向上のため保育士個々の経歴や力量を考慮し、体系的な教育を計画・実施する必要がある。また十分な資料と設備を整え教職員を配慮する勤務環境を造成するとともに適切な待遇および福祉を提供し職務満足度を高める必要がある。これらの相乗効果により教職員は最大の能力が発揮でき、嬰幼兒に質の高いサービスを提供することができる。領域Ⅳ—教職員は、「園長のリーダーシップ（4評価項目）」「教職員の勤務環境（3評価項目）」「教職員の待遇と福祉（3評価項目）」「教職員の専門性の向上（4評価項目）」の4つの指標と14評価項目から構成されている。各指標と評価項目は表3のとおりである。

6. ま と め

日本と韓国の保育政策は、多くの共通点と課題を共有している。また両国は保育の質を向上させる手段として国家主導の評価認証制度を導入しており、日本にとって韓国の「評価認証制度」は、今後の評価認証制度を考えていく上で大変参考になるものである。そこで、本研究では韓国における「評価認証制度」の成り立ちについて触れてから、現在実施されている「評価認証三次指標（総合指標）」を紹介した。その結果をまとめると以下のとおりである。

「評価認証制度」の導入の背景には1990年代後半から保育施設の設置基準・従事者の資格基準の緩和や、申告制によるオリニジップの乱立と保育環境・内容におけるオリニジップ間の格差の拡大があった。その後、2000年代に入ると、深刻な少子化問題（2005年1.08、世界1位）と有権者の保育の質の向上に対する声（期待）が高まる中、「評価認証制度」は保育サービスの質を高める方法として、盧武鉉政府（2003–2008）のとき導入された。そして、オリニジップと幼稚園の統合評価体系が求められる中、2014年末、「幼保統合推進団」により「評価認証三次指標（通常三次指標）」が推進され、2017年下半年から本格的に実施されることになっていた。

また近年韓国では幼保一元化が議論されており、オリニジップ（保育園）と幼稚園を対象にした「評価認証三次指標（総合指標）」は、幼保一元化の一步とも読み取れた。ところが、今回の総合指標は私立幼稚園も対象に含まれており、私立幼稚園の強い反発も予想される。

また近年保育施設をめぐる児童虐待、補助金の横領、カビ給食問題、児童数の虚偽登録、財務会計の違反、教師対児童比率の違反などが社会問題として浮かび上がる中、それらが評価項目と評価要素に反映されていた。

今後の課題としては、今回紹介した評価認証三次指標（総合指標）と日本の福祉サービスの第三者評価基準（保育所）を比較し、共通点と相違点を明らかにする必要がある。

表3 第3次評価認証指標（統合指標）

評価領域	評価指標	評価項目および評価要素	評価方法
I. 保育課程および相互作用	保育計画の樹立および実行	1. 国家レベルの保育課程に提示された目標および内容が反映されている	記録
		2. 嬰幼兒の発達水準および班の特性を考慮し年間、月間、週間、1日の計画書を作成している	記録
		3. 月間、週間、1日の計画書の目標および内容が適切かつ連携性がある	記録
		4. 標準保育課程（ヌリ課程含む）の領域を反映した保育活動を実施している	観察、記録、面談
	日課運営	1. 計画にそって嬰幼兒の年齢に合う遊び、活動、日常生活の経験を均等に行っている	観察、記録
		2. 自由選択活動の時間を毎日十分に行っている	観察、記録
		3. 外遊び時間を十分に与えている	観察、記録
		4. 遊びと活動を円滑に行っている	観察、記録、面談
		5. 障害幼兒のための関連サービス（治療支援含む）を日課中に統合的に提供している	記録
	教授・学習方法および遊び支援	1. テーマに適した活動計画を樹立し、適切な教授・学習方法と資料を活用している	観察、記録
		2. 保育教師は嬰幼兒が活動に対する興味や関心を持たせるようにしている	観察
		3. 保育教師は多様な遊びと活動が嬰幼兒の自発的選択によって行われるように励ましている	観察
		4. 保育教師は嬰幼兒の遊び状況を観察しながら遊びを支援している	観察
		5. 保育教師は嬰幼兒が多様な思考をし答えるように導いている	観察
		6. 保育教師の態度が安定しており自信がある	観察
	教師・嬰幼兒間の相互作用	1. 保育教師は身体的特性、家族および民族背景などによる偏見なく嬰幼兒を尊敬している	観察
		2. 保育教師は嬰幼兒の気質、情緒的状态、遊びの好みなどを把握し適切に対応している	観察
		3. 保育教師は嬰幼兒の個別的な要求や質問に耳を傾け適切に対応している	観察
		4. 保育教師は嬰幼兒が理解できる内容で嬰幼兒の視線に立って話をしている	観察
		5. 保育教師は威嚇、非難、嘲弄などの否定的言語を使わない	観察
		6. 保育教師は賞賛と激励をとおして嬰幼兒に自信を与えている	観察
	嬰幼兒間の相互作用のときの教師の役割	1. 保育教師は嬰幼兒が日常において仲間と肯定的相互作用ができるように励ましている	観察
		2. 保育教師は嬰幼兒が自分の意見や考えを仲間に言葉で表現できるように励ましている	観察
		3. 保育教師は嬰幼兒が適切な約束と規則を知り守ることができるように指導している	観察
4. 保育教師は嬰幼兒間の争いや問題が発生しない環境を整え、発生時は適切に介入している		観察	
評価	1. 嬰幼兒の行動を客観的に観察・記録している	記録	
	2. 保育課程の目標や内容に基づいて嬰幼兒の発達特性や変化を評価している	記録、面談	
	3. 嬰幼兒の評価結果を保育課程の編成および運営に反映し、保護者面談の資料として活用する	記録、面談	
	4. 保育課程の運営に対する評価を実施し、その結果を次の計画書に反映している	記録	
日常生活	1. 特別活動を運営指針に従って実施している	観察、記録	
	2. 嬰幼兒の日常経験が落ち着いた雰囲気の中で生活できるように激励している	観察	
II. 保育環境および運営管理	室内空間の構成	1. 保育室内の興味領域は嬰幼兒の年齢や発達特性を考慮し十分な空間に構成されている	観察
		2. 嬰幼兒の要求に適う多様な空間が整っている	観察
		3. 室内施設および設備は嬰幼兒の発達レベルに適している	観察
		4. 計画書のテーマと関連した活動資料は嬰幼兒の年齢レベルに合う領域になっている	観察
		5. 備品と活動資料を保管する空間があり、年齢別、主題別および領域別に整理されている	観察
室外空間の構成	1. 屋外遊び場がある	観察	
	2. 嬰幼兒の発達に適した多様な遊び道具がある	観察	
	3. 室外空間には多様な活動領域を提供している	観察	

	機関運営	1. すべての班は編成規程に従って運営している	記録, 観察
		2. 個別嬰幼兒の生活記録部を作成・管理している	記録
		3. 新入嬰幼兒の適応に対する支援をしている	記録, 面談
		4. 予算・決算書を公開している	記録
	家庭および地域社会との連携	1. 保護者と相互協議しオリニジップを開放している	記録, 面談
		2. 多様な保護者教育を実施している	記録
		3. 保護者と個別面談し家庭と多様なコミュニケーションをしている	記録
		4. 嬰幼兒と家族の問題を把握し支援している	面談
		5. 地域社会と連携し多様な活動を実施している	記録
	オリニジップ利用への保障	1. オリニジップの運営計画を立て保護者に案内している	記録
2. 終日班および時間指定班を指針に従って運営している	観察, 記録		
Ⅲ. 健康・安全	室内外空間の清潔および安全	1. 室内外の空間を清潔かつ快適に管理している	
		①室内外の空間を清潔に維持している	観察
		②室内外の遊び道具を清潔に維持している	観察, 面談
		③個別寝具を清潔に維持している	観察
		④こまめに換気をし室内空気を快適に維持している	観察, 記録
		⑤室内空間の温度, 湿度, 採光, 照明を適切に維持している	観察
		2. 室内外の空間を嬰幼兒のため危険要因なく安全に管理している	
		①入口, 窓, 天井, 床, 壁などが安全で危険要因がない	観察
		②電気設備および電線などが安全で危険要因がない	観察
		③固定式・移動式の施設や設備が安全で危険要因がない	観察
		④洗面台, 浄水器などの温水調節装置が適切で危険要因がない	観察
		⑤成人が主に使う室内外の空間には嬰幼兒が出入りしない	観察
		3. 室内外の遊び道具や危険な物は安全に保管・管理している	
		①保育室内の遊び道具は破損したところがない	観察
		②室内外空間にある遊ぶ道具は破損したところがない	観察
		③保育室内の危険な物を安全に保管・管理している	観察
	④室内外空間の危険物を安全に管理・保管している	観察	
	4. 安全施設および設備は非常時効率的に使えるように管理している		
	給食・間食	1. 栄養の均衡を考慮した給食・間食が提供されている	
		①嬰幼兒の年齢および栄養均衡を考慮した献立を立て, 献立に従って給食・間食を提供する	記録, 観察
		②インスタント食品より自然食品中心に給食・間食を提供する	記録
		③嬰幼兒の年齢特性を考慮した給食・間食を提供する	観察
		④十分な量の給食・間食を提供する	観察
		⑤食品アレルギー疾患に対する指針を用意し, それに従って実行している	記録, 面談
		2. 食材料の購入・保管および調理空間を衛生的に管理している	
		①新鮮な食材料を購入している	観察
		②賞味期限が経過した食材料はない(必須)	観察
		③食材料を衛生的に保管している(必須)	観察
		④調理室の空間(床, 壁, 天井など)を清潔に維持している	観察
		⑤調理室内の施設・設備(流し台, 調理台, 食器台, ガスレンジ, 送風機など)を清潔に維持している	観察
		3. 調理および給食過程を清潔にし衛生的に管理している	
		①調理時エプロン, 鉢巻, 調理室専用履物を着用している	観察
②調理が衛生的に行われている		観察	
③食器類(コップなど)は調理室の備品(調理道具, 雑巾など)を衛生的に管理している		観察	
④一度調理された料理は当日限りであり, 再給食しない(必須)	観察, 面談		
⑤給食過程が衛生的に行われている	観察		
⑥飲み水, 牛乳などを衛生的に管理している	観察		

健康増進のための教育および管理	1. 手洗い、歯磨きなど清潔な衛生習慣を実践している		
	2. 保育教師は幼児の健康状態を確認し適切に支援している		
	①調子が悪かったりケガをした幼児に対する指針がある	記録	
	②保育教師は日課中幼児の健康状態を注意深くチェックし適切に処置している	観察, 面談	
	③投薬依頼書を管理し、保護者に投薬報告を行っている	観察, 記録	
	④非常薬品は用度別（室内・室外用）に備えており非常薬品の有効期限を管理している	観察, 面談	
	3. 幼児と教職員の健康増進のため予防管理と教育を実施している		
	①幼児の個別の健康診断書類や応急処置同意書を作成・管理している	記録	
	②幼児および教職員を対象に多様な健康および栄養教育を実施している	観察, 記録, 面談	
	③教職員の健康診断が定期的に行われている	記録	
	④幼児および教職員に対する感染症の管理心得を立て実践している	記録, 面談	
	⑤教職員の職務ストレス（精神健康）を予防し管理できるサービスの案内を提供している	面談	
	登園・下園のときの安全	1. 幼児は登園から下園まで大人の保護下にいる	
		①幼児を帰家させるときの規程があり、それに従って安全に行われている	観察, 記録, 面談
		②保護者からの帰家同意書を備えている	記録
③教職員は幼児の安全のためいつも全体状況を注視している		観察	
④幼児を置いて席を外すときは責任ある他の方に引渡しをしている		観察	
2. 登園・下園車両を運行する場合、安全要件を備えて管理している			
①車両内部に安全心得を掲示し幼児保護装置、車両用消火器、救急箱などを備えている		観察	
②毎日車両の安全点検を実施している		記録	
③車両運行のとき大人が同乗している	観察, 面談		
④車両ドライバーと同乗した大人は幼児を安全に保護している	観察, 面談		
安全教育および事故対策	1. 幼児を対象に安全教育を持続的に実施している		
	①幼児を対象に発達に適した安全教育を定期的実施している	記録, 面談	
	②幼児が定期的に消防訓練に参加している	記録, 面談	
	③幼児が遊び器具や道具を安全に使えるように指導をしている	観察	
	④季節や天気関連の遊びの安全心得を守っている	観察, 面談	
	2. 教職員は安全教育を受け幼児の虐待予防指針を守っている		
	①教職員を対象に基本的な安全教育（虐待予防教育を含む）を定期的実施している	記録, 面談	
	②教職員は安全管理施設および設備（消火器など）の使用法を熟知している	面談	
	③非常時の教職員の対処方法と業務心得が体系的にできており、自分の役割を熟知している	記録, 面談	
	④教職員の中には応急処置（心肺蘇生法）関連教育を受けた職員がいる	記録, 面談	
⑤幼児の虐待予防指針（体罰禁止を含む）を守っている	記録, 観察, 面談		
3. 幼児, 教職員および施設保健に加入している			
IV. 教職員	園長のリーダーシップ	1. 園長は自分の専門性向上のため努力している	面談
		2. 園長は教職員を尊重し教職員の発展のため支援・面談をしている	観察, 面談
		3. 園長は定期的に保育教師会議などとおして教職員の意見を民主的に集めている	記録, 面談
		4. 2年以上勤続した保育教師が全体教師の5割以上である	記録
	教職員の勤務環境	1. 保育教師室と個人ロッカーを別に設けている	観察
		2. 保育教師の業務支援のため資料や設備を十分に備えている	観察
		3. 成人用のトイレと幼児のトイレを別に設けている	観察
	教職員の待遇と福祉	1. 保育教職員の人事に関連して公正な規程があり守られている	記録, 面談
		2. 保育教職員の給料に関する規定があり守られている	記録, 面談
		3. 保育教職員の福祉のため努力している	記録, 面談
	教職員の専門性の向上	1. 新規教職員に業務関連オリエンテーションを実施している	記録, 面談
		2. 教師の専門性向上のため多様な研修機会を与えている	記録, 面談
3. 教師の教授・学習方法に関する観察と指導を行っている		記録, 面談	
4. 教師に対する勤務評価を実施している		記録, 面談	

注及び引用文献

- 注1) 国連開発計画 (UNDP) の人間開発報告書 (2010, p. 253) によれば, 先進国は「OECD の先進諸国28か国」と「非 OECD の先進諸国16の国と地域」に分けられる。「OECD の先進諸国28か国」は, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, チェコ, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イタリア, 日本, 韓国, ルクセンブルク, オランダ, ニュージーランド, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, スロバキア, スペイン, スウェーデン, スイス, 英国, 米国などである。また「非 OECD の先進諸国16の国と地域」は, アンドラ, パーレーン, パルバドス, プルネイ, キプロス, エストニア, 香港, イスラエル, リヒテンシュタイン, マルタ, モナコ, カタール, サンマリノ, シンガポール, スロベニア, アラブ首長国連邦などである。
- 注2) 2015年7月現在, オリニジップは合計42,879か所あり, そのうち国公立オリニジップ2,568か所, 社会福祉法人オリニジップ1,415か所, 法人・団体オリニジップなど842か所, 職場オリニジップ749か所, 家庭オリニジップ22,494か所, 保護者協同オリニジップ156か所, 民間オリニジップ14,655か所であり, 家庭オリニジップと民間オリニジップが約9割を示している。
- 注3) 参與 (参与) 手数料は, 「39人以下のオリニジップ」の場合は25万ウォン (約2万5千円), 「40人以下のオリニジップ」の場合は30万ウォン (約3万円), 「100人以上のオリニジップ」の場合は45万ウォン (4万5千円) である。
- 注4) 日本の福祉サービスの第三者評価基準 (保育所) の課程は, 評価を受けようとする保育施設が第三者評価機関に評価を依頼 (契約と事前調査)→利用者家族を対象にした設問調査および評価対象施設の自己点検→訪問調査→事前調査と訪問調査の結果をもとに評価結果の公表 (自治体のホームページ) の順に実施される。
- 1) 国連開発計画 (UNDP) ・監修横田洋三・秋月弘子・二宮正人: 人間開発報告書2010 国家の真の豊かさ—人間開発への道筋, 阪急コミュニケーション, pp. 48-50 (2011)
- 2) Heckman, J.J. & Masterov, D.V. The Productivity Argument for Investing in Young Children. NBER Working Paper No. 13016 (2007)
- 3) OECD, Starting Strong: Early Childhood Education and Care, Paris: OECD publishing (2001)
- 4) 国連開発計画 (UNDP) ・監修横田洋三・秋月弘子・二宮正人: 人間開発報告書2014 人々が進歩し続けるために—脆弱を脱し強靱な社会をつくる, 阪急コミュニケーション, p. 64 (2015)
- 5) 4) に同じ
- 6) 石川裕之: 韓国における国家カリキュラムの革新とグローバル化, 教育学研究, 81(2), 78 (2014), 鈴木正敏: 幼児教育・保育をめぐる国際的動向— OECD の視点から見た質の向上と保育政策—, 教育学研究, 81(4), 78-98 (2014), 金炫勇・矢野下美智子・権成妍: 韓国の保育政策に対するオリニジップ園長の意識, 広島文化学園短期大学紀要, 48, 33-46 (2015)
- 7) 藤井伸生: 子どもの保育—今, 何が問題か—, 部落問題研究所, No. 891, 6-13 (2016)
- 8) 金炫勇・矢野下美智子・権成妍: 韓国の保育政策に対するオリニジップ園長の意識, 広島文化学園短期大学紀要, 48, 33 (2015)
- 9) 鈴木正敏: 幼児教育・保育をめぐる国際的動向— OECD の視点から見た質の向上と保育政策—, 教育学研究, 81(4), 78-98 (2014)
- 10) 8) に同じ, 1
- 11) 保健福祉部育児政策研究所: オリニジップの質の向上のための評価認証制度の中長期改編方案, 保健福祉部保育政策科, (2013)
- 12) 8) に同じ, 1
- 13) 11) に同じ, p. 56
- 14) 8) 11) に同じ
- 15) リジニ・リヘジョン: オリニジップ評価認証制度の有用性に対する保育教職員の経験および認識, 児童教育, 25(2), 141-164 (2016)
- 16) 11) に同じ, p. 32-36
- 17) キムナムヒ・キムミジン: オリニジップ評価認証3次指標に対するオリニジップ教師の認識研究, 幼児教育学会, 36(6), 525 (2016)

Summary

Japan and Korea's childcare policy shares many commonalities and issues. In addition, both countries have adopted a nation-led evaluation and certification system as a means to improve the quality of nursery care. In this point Korea's evaluation and certification system is very helpful for Japan. Therefore in this research, we introduced the index of Child Care Center Accreditation System in Korea. The purpose of this study is two. First is to clarify how the index of Child Care Center Accreditation System in Korea is being implemented from the establishment up to the present. Second is to introduce the current 3rd index of Child Care Center Accreditation System in Korea. The evaluation and certification system in Korea was introduced as a way to raise the quality of nursery service as voices against serious fertility problems and the improvement of the quality of child care for voters have increased. And while the new evaluation and certification index was required to unify kindergartens and nursery schools, it was made as an integrated evaluation system of kindergartens and nursery schools. In addition the new evaluation and certification index reflects the problems surrounding kindergartens and nursery schools in recent years. And it was a very helpful reference for Japan with similar problems.